

# かわべ

## 議会だより



総合的な学習の時間 ALTとの英語会話(川辺西小学校)  
 (9月29日、町内4校を訪問し、授業参観と校長先生との懇談をしました。)

平成17年11月17日



◆ 議会構成を改選 新議長・副議長決まる	2
◆ 9月定例会 助役の選任に同意	3
◆ ” 議員発議による意見書	4
◆ 16年度決算を審査	5 ~ 7
◆ 一般質問 6人の議員が登壇	8 ~ 16
◆ 編集後記	16

# 9月定例会

(9月7日～22日まで)

本定例会では、16年度の一般会計及び6特別会計決算の認定、助役の選任同意、飛騨川左岸遊歩道新設工事請負契約の締結、指定管理者の指定手続等に関する条例の制定など28議案を審議し、いずれも原案のとおり可決・同意しました。

追加案件として、補正予算1件、人事案件2件についても審議し、可決・同意しました。また、石井幸太郎議員ほか5名から「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」が提出され、全会一致で可決しました。

(意見書は、4ページに掲載)



議長 牧田富朗 氏



副議長 安田昌次 氏

## 議長・副議長就任あいさつ

9月定例会におきまして、議長・副議長選挙で当選し就任いたしました。私たちにとりましましては身にあまる光栄であり、その責任の重大さを痛感する次第であります。

さて、議会に対する「声」は、極めて厳しく次の点をよく耳にします。

・「市町村合併の協議はどうなっているのか」

・「行財政改革で人件費や議員定数は、どうか」

・「税金のムダ遣いはないか」

これらのことは、正に今日的課題であります。

私たち議員は、町民の代表として、その意思を決定する重大な職責を担っていますし、全体の奉仕者でもあります。皆様方の民意を尊重して最大の努力をお約束いたします。

さらに、議員は、執行機関とは、「一歩離れ、二歩離れるな」であります。離れずに密着は無用です。チェック機関であり、決定するのは議会であることを自覚して責任ある判断をしてまいります

いずれにしても、私たちは、円滑なる議会運営と町行政発展を図るべく努力を傾注いたします。どうか、町民の皆様の温かいご支援・ご協力をお願い申し上げます。

## 常任委員会

### 【総務委員会】

委員長 石井幸太郎

副委員長 佐伯陽子

委員 櫻井常雄

大脇久男

牧田富朗

山口武重

日下部明伸

渡辺芳孝

桜井真茂

辻武史

安田昌次

中西修

(議席順)

### 【議会運営委員会】

委員長 櫻井常雄

副委員長 山口武重

委員 日下部明伸

渡辺芳孝

### 【議会報編集委員会】

委員長 佐伯陽子

副委員長 櫻井常雄

委員 安田昌次

## 総合計画

第3次総合計画の目標年次(平成18年3月)を、2年間延長するものです。

## 人事案件

### ▲助役の選任同意

助役 伊藤博史氏が県へ復帰することによる後任に、赤坂政美氏(下吉田69番地2)を助役に選任することに同意しました。



赤坂政美氏

### ▲人権擁護委員の推薦

12月31日で任期が満了となるため、人権擁護委員法の規定により町長か

ら推薦について諮問があり、適任であると答申しました。

### 前田英樹氏(再任)

石神555番地2

### ▲教育委員会委員の任命

左記2件は、いずれも地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による任命に、同意しました。

・桜井徹治氏が、9月30日をもって辞職されるため後任として、

### 横田雅子氏

鹿塩988番地1

・9月30日で任期が満了となるため。

### 田口英作氏(再任)

福島307番地2

## 条例案件

### ▲税条例の一部改正

個人の町民税及び固定資産税の納期前納付に係る前納報奨金を、18

年度分から廃止するものです。

### ▲公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定

これまで公的団体に限って公の施設の管理を委託することができるとされていましたが、地方自治法が改正され一層の町民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的とする「指定管理者制度」の導入により、民間事業者を含めた幅広い団体に委ねることが可能となりました。

新規制定は、指定管理者制度への円滑な移行を進めていくため、町の施設全般に共通した指定の手続等に関する事項を定めるものです。

### ▲保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正

▲児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正

右に掲げる2件の一部改正は、いずれも指定管理者制度への移行に関し

て必要な事項を規定するものです。

### ▲農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

▲駅前駐輪場の設置及び管理に関する条例の一部改正

右に掲げる2件の一部改正は、いずれも条例中にある委託に関する規定を削除するものです。

### ▲ふるさと体験農園等の設置及び管理に関する条例の一部改正

現在の管理状況等を踏まえ、18年度から直営とすることにより、条例中にある委託に関する事項の削除などをするものです。

## 予算案件

### ▲専決処分の承認

・一般会計補正予算(専決第2号)

岐阜県消防操法大会出場に係る関係経費246万4千円と、補償費60万円を計上したものです。

### ▲一般会計補正予算(専決第3号)

衆議院議員選挙経費として、705万2千円計上したものです。財源は国からの委託金です。

### ▲一般会計補正予算(第2号)

1577万6千円を増額しました。

当初予算の計上誤りにより、財政融資資金の償還元金に不足額が生じることが判明し、1797万5千円増額しました。

### ▲一般会計補正予算(第3号)

18万円を増額し、総額を3億9586万1千円としました。

### 主な内容は

介護保険法の改正により、施設入所者の食費と居住費は10月から原則と

して全額が利用者の自己負担となることから、さまざまな緩和措置がとられました。

### ▲老人保健特別会計補正予算(第2号)

16年度事業分精算の結果、国庫補助金受け入れ超過分(14万2千円)の返還金を計上し、同額の一般会計繰出金を減額した

今回の補正は、利用者負担が特に重くなる社会福祉法人が運営する特養のユニット型個室について、半年間の暫定措置として行政がその費用の一部を補うものです。その財源の4分の3は国・県の補助金です。

### ▲国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

738万7千円を増額し、総額を8億3038万7千円としました。

退職者に係る療養給付費の16年度事業分精算の結果、受け入れ超過分の返還金を計上しました。

### ▲老人保健特別会計補正予算(第2号)

16年度事業分精算の結果、国庫補助金受け入れ超過分(14万2千円)の返還金を計上し、同額の一般会計繰出金を減額した

ことにより、予算総額の増減はありません。

#### ▲下水道事業特別会計補正予算(第2号)

962万8千円を減額し、総額を10億5918万8千円としました。

#### 主な内容は

人事異動により減員となった職員人件費を、減額しました。

#### ▲下水道事業特別会計の繰入金の変更

職員人件費の減額相当額を、繰入金から減ずるものです。

#### ▲介護保険特別会計補正予算(第1号)

1206万2千円を増額し、総額を6億6万2千円としました。

#### 主な内容は

16年度事業の精算による償還金の計上と、剰余金973万6千円を基金に積み立てました。

## 契約案件

#### ▲ふるさと創生ダム湖周

迎整備事業飛騨川左岸遊歩道新設工事(第4

期)請負契約の締結

工期 18年3月20日

契約金額

6562万5千円

請負業者

比久見1568番地

株式会社 小栗建設

## その他の案件

#### ▲16年度加茂休日急患診療

所組合会計決算の認定解散に伴う決算について、全会一致で認定しました。

#### ▲岐阜県市町村職員退職手

当組合規約の一部改正  
組合構成市町村及び一部事務組合名称を変更するものです。

## 道路特定財源制度の堅持に関する意見書

道路は、最も重要な生活関連基盤として、住民の日常生活や経済・社会活動を支えるものであり、地域の活性化と豊かな生活を実現するために、優先的に整備されるべきものである。

当町は、国道41号線が縦貫し、大都市へのアクセスはこの道路の利用により町民のライフスタイルがあると言っても過言ではない。現在41号美濃加茂バイパスは工事着工に向けて着々と準備が進められており、バイパスが供用開始となれば国道41号線の渋滞緩和と、当町はもとより当町以北での生活者は、2005年3月に供用開始した東海環状自動車道と名神高速道路等を利用して山間地から都会へと短時間で移動できることになる。

また、アクセス道路である国道41号線に直結する主要な地方道等地域道路についても、近年整備が進みつつあるが、整備率は低く区間によって、道路幅員は狭隘で歩道の未設置箇所が多くあり、住民を始め通行者の安全確保に支障を来しているのが現状である。こうしたことで、幹線道路を始めとして、地方の道路の整備は町民の誰もが早期実現を願っている。

こうした中、道路特定財源について一般財源化する動きが見られるが、道路整備を緊急かつ計画的に行うためには、道路特定財源の確保は必要不可欠であり、一般財源化することなく、すべて道路整備に充当すべきである。

国におかれては、道路特定財源制度を堅持するとともに、遅れている地方の道路整備に積極的に充当されるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年9月22日

岐阜県川辺町議会

提出先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣

経済財政担当大臣、衆議院議長、参議院議長

# 16年度決算をすべて認定

支出総額 77億2,016万792円



決算審査の様子

## 特別委員会を設置し、 各会計の決算を審査

決算審査は6人で構成する決算審査特別委員会を設置し、9月13日から16日までの4日間、一般会計と6特別会計の歳入・歳出を審査し、22日の議会最終日に委員長から審査結果報告があり、賛成多数で認定しました。

### 【決算審査特別委員会】

委員長 安田 昌次  
副委員長 石井幸太郎  
委員 渡辺 芳孝  
委員 桜井 真茂  
委員 中西 修  
委員 佐伯 陽子

### 審査の経過報告

審査は、「平成16年度歳入歳出決算書」「平成16年度における主要施策の成果」に基づき各課長から説明を受け、各課から提出された資料も含め

て審査をしました。審査をした会計は、一般会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、学校給食共同調理場特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計の7会計で、委員を2人一組の3班に分けて担

当を決め順次審査箇所について、書面と口頭による質疑応答形式で担当課長に説明を求め審査を実施しました。

また、審査期間には、山楠公園、川辺中学校屋内運動場、川辺町第3保育所及び児童館の視察を行いました。



委員による現地視察（山楠公園）

# 質疑応答の

## 主な内容

(文書による質問84件のうち一部掲載)

### 一般会計

#### (経営管理課関係)

**Q** 町の政策立案・検討・研究する部署はどこか。また、町の基本となる政策を立案する組織が脆弱ではないか。

**A** 経営管理課企画部門における総合政策業務は、総合調整機能及び他の課に属さない政策の研究立案であり、個別の政策の研究立案は、担当課で行う事務体制となっている。企画部門には、兼務である管理職員を除いて4人配置しているが、次々と出現する行政課題の研究には対応が困難で、総合政策能力に不足があるという指摘が多ければ、人員の拡充を行うなど検討する。

**Q** 町では、国・県の委託により各種の統計調査を実施しているが、調査員の採用基準、採用後の調査に対しての指導等どのように対処しているのか。

**A** 統計調査員の採用は、国・県により行われるが町から推薦を行っている。推薦にあたっては、小規模統計については、川辺町統計調査員として登録を希望した者のうちから行っている。また大規模統計については、毎回調査員を募集しているが登録申請書提出時に簡単な適性審査を行っている。説明会には統計担当者が同行し、補足説明や相談に応じている。特に、個人情報に関する秘密の

保持に関しては、念を押して注意している。

**Q** 町長と語る会の出席人数と今後も続けるのか。

**A** 16年度は、10会場で延べ231人の参加。4年間実施してきたが、来場者が固定されてきた感もあり、本年度からは出前講座を兼ねた町長と語る会を実施しており、継続して実施していきたいと考えている。

があります。児童館は、すべての児童を対象としていることから、利用を拒むことはできません。しかし、年齢層の異なる児童が同時に利用する場合は、遊びの相違から危険性は認識しており、今後は利用者の意向も考慮しながら指導していきます。

**Q** 町税未納者に対する対応、取り立ては。また、差し押さえの予告通知の方法及び、会社訪問の件数は。

**A** 督促状を発送し、それでも未納の場合は催告状を発送する。それでも未納の場合は、電話催告、臨戸催告や財産調査通知、会社訪問通知、滞納処分警告書、差押予告書と順次強い内容の文書を送付し、納税を進める。差し押さえ予告は郵送により行う。滞納者数14件について、会社訪問を

しました。

**Q** イノシシの捕獲数は定められているか。また、捕獲数を増やすことはできないか。

**A** イノシシの捕獲は、1地区の1回の許可では捕獲上限10頭、期間は30日間としています。町では申請(要望)に対し、その都度許可をしているので、合計捕獲数の上限は定めていません。



捕獲されたイノシシ(10月18日)

**Q** 屋外広告物を除去する際、あるいは除去した後にトラブルは発生していないか。

**A** 定期的にパトロールを実施、あるいは現場等の行き帰りに違法広告物は撤去しているが、現在までにトラブルは発生していません。

**Q** 工事関係の100万円を超える設計は、競争入札にしないで良いか。町の制度の概要は。

**A** 工事関係の100万円を超え、3300万円の設計にもかかわらず随意契約としたのはなぜか。契約規則において、工事または製造の請負契約については、130万円までを随意契約による少額の契約

とすることができません。

ダム湖―2(第3期)

工事は、既に発注されたダム湖―1(第2期)工事に隣接する箇所を施行するものであり、工事用進入路が1箇所しかなく、別々の業者が現場に入って施行することが工程上不可能となることにより、第2期工事施工業者と随意契約しました。

**(教育委員会関係)**

**Q** 文化財調査事業において、神社仏閣編の写真集500部は、一冊あたりいくらか。

一冊千円で販売したとあるが、残りはどうなっているか。

**A** 1冊当たりの印刷製本費は、1344円です。

残りは、現在販売中であり教育委員会事務局で保管しています。

**Q** 漕艇場流木等撤去処分費31万6千円は、1級河川であり、国土交通省か中電がやる

とすることができません。



栈橋に絡んだ流木の撤去

スクールカウンセラー、養護教諭等が本人及び保護者に指導しています。また、加茂郡教育研究所内の「あすなる教室」不登校児童生徒相談室で、本人指導と保護者の相談を行っているようです。中学校では、保護者と校長、教頭、担任教諭、スクールカウンセラー、養護教諭、研究所不登校担当が話し合いの場を持ちました。

べきことではないか。

**A** 自然流木であり、そのまま河川に流すことは法的に許されませんが、近年の環境保全の観点からできる限り回収し、処分しました。

回収し、処分しました。

**Q** 小中学校における不登校生徒数と対応は。

**A** 中学校12人、小学校1人。対応としては常時、学級担任、

**● 特別会計**

**(国民健康保険事業特別会計)**

**Q** 国民健康保険事業特別会計の把握はできていますか。また、未加入者には加入を勧めたことがあるか。

把握はできています。また、未加入者には加入を勧めたことがあるか。

**A** 所得税確定申告及び町・県民税の相談時において、加入状況を確認し、国民健康保険に加入もしくは、扶養者の被保険者に入れるよう指導しています。なお加入の手続きについては、転入や出生の時はその都度、職場の健康保険をやめられた時は届け出によって行っています。

退職された方の個々の事情もあり、未加入者の把握は難しいと思われるのですが、手続き等についてのPRに努めます。

**(下水道事業特別会計)**

**Q** 受益者負担金滞納分の徴収見込みはあるか。

**A** 滞納繰越額は、806万1千円で15年度の717万8千円に対し1.1倍ですが、これに対し徴収額は16年度が197万8千円(収納率24.5%)、15年度が102万1千円(同14.2%)と2倍ほどとなり収納率も10%ほど増

加しています。今後においても、戸別訪問を積極的に行うなど、受益者負担の公平を念頭に滞納整理に鋭意努力します。

**(農業集落排水事業特別会計)**

**Q** 管路清掃は定期的に行うのか、管路の状況を見て行うのか。

**A** 施設の利用状況を勘案して、概ね5年間を目途として実施しています。

施設の利用状況を勘案して、概ね5年間を目途として実施しています。



楽しい給食(川辺東小学校にて)

**(学校給食共同調理場特別会計)**

**Q** 給食費収入未済額31万90円の内訳は。食数に換算すると何食分の未納となるのか。

15年度分は4件で5万8415円、食数に換算すると小学校193食、中学校55食となり、16年度分は17

件で25万1675円、食数に換算すると小学校286食、中学校729食です。

給食を供給するうえで、人件費、光熱水費などは町の一般財源で賄っており、保護者に納入いただく給食費は、あくまで給食材料費のみであり、未納者対策を強化します。

# 一 般 質 問

## そこが聞きたい! 知りたい!

定例会最終日の9月22日、6名の議員が質問に立ち、町政をただしました。質問と答弁の内容は、次のとおりです。



日下部明伸 議員

### 第3次行政改革実施計画を検証されたか

【日下部議員】

平成12年の第3次行政改革大綱の実施計画が、どれほど実践できたか、また内容についても検証する必要があると思えます。9課23係を6課1室とした課の統合において、従来の企画課が総務課に吸収され経営管理課となりましたが、町の長期的事業の画策においては、担当者不在機能不備であり、思いつきの事業計画であったことは事実であ

り、町の財政に対して損失を与えることとなったのは真に遺憾です。ここで自浄効果を持つことが、今後の行財政改革にあたり大切なことであると考えます。

執行部一丸となって第3次行政改革大綱実施計画を検証され、どこまで実践できたか、問題点にはあったか、なかったか明らかにされたい。

### 未実施項目を最優先に検証した上で提案した

【古川経営管理課長】

第3次行政改革では、下麻生支所の廃止、職員定数を6人(4・6%)削減、及び旅費や特殊勤務手当の廃止など行っています。反省としては、

企画まちづくり部門の強化が大きなテーマであり、組織再編のかなめであると認識しています。

今回の第4次行財政改革は、第3次行財政改革を十分検証した上で取り組んだものです。未実施項目を最優先に、現時点及び今後においても取り組むべきかをよく検証した上で、必要と判断したのものについて提案しました。議会との協議の後に広報紙等により町民の皆様に広く周知を図っていきます。

### 窓口業務を週1回2時間延長しては

【日下部議員】

真の改革は、経費のかからぬサービスの向上と言えます。そうした観点から、土日の窓口業務の開設はともかく、まずはフレックスタイムの導入などによる窓口業務の延長を提言します。週1回2時間の延長であれば

きると考えるがどうか。

### 試行として実施したい

【赤坂住民課長】

現在、税務課と住民課における諸証明の交付について、開庁時間内にとりしても間に合わない場合、電話にて予約し時間外に受け取る「電話予約による交付サービス」や来庁することができない場合に「郵便請求」などを実施しています。

窓口業務の延長については、あくまでも諸証明



窓口業務 住民課

### 業務外部委託に消極的ではないか

【日下部議員】

指定管理者制度の基本方針が示されました。①その中で、第一保育所及び第二保育所は、今後とも直営で管理運営するとあり、ただし書きにより、地域密着型の施設で地域住民により構成された事

の交付業務のみについて、試行として実施したいと考えています。なお、試行開始の時期と期間については、今後検討します。



業者が出てきた場合には考える必要がありますが、余りにも視野が狭く外部委託に消極的ではないか。

②給食センターについては記述がないのは不自然です。

第3次行政改革大綱実施計画の民間委託の推進項目には、いずれも掲げてあり、以後6年目を迎えた現在に至ってこのようなことでは、いささか役所仕事ではないか、考えは。

### 総合的に勘案して、導入に向け検討する

#### 【赤坂住民課長】

①指定管理者制度は、まさに官から民への時代の象徴的な制度であると認識しています。しかしながら、民間事業者に任せることが採算性を重視されて住民に公平かつ上質なサービスを継続的に提供できるであろうかという懸念もあります。また第一・第二保育所においては、多数の正職員・嘱

託職員を雇用しており、職員の身分保障などの問題とともに指定管理者の意向に伴う人的環境の変化などから、あらかじめ保護者の理解を得る必要があると考えます。こうした状況から19年度以降導入の施設として掲げて

いませんが、今後、制度を導入するにおいて他の地方公共団体の動向も踏まえながら、利用者サービスの向上・効率性の向上・利用の公平性・平等性の確保がされるかどうか、住民協働の推進など総合的に勘案して、制度の趣旨に反することがないよう検討していきたいと考えています。

### 給食の安全供給と、条件整備を含め検討する

#### 【栗山教育長】

②給食センターについては、直接的な住民の利用がないことから、現時点では地方自治法に基づく公の施設でないと判断し

たため指定管理者制度の基本方針に含めませんでした。

民間委託を第3次行政改革の実施計画に掲げましたが、目標に至っていない理由の1つは、13年度に市町村合併論議が始まり、事務すり合わせの段階で、各市町村の給食センターの運営方式をその時点で替えることは適切ではないという観点から、委託の検討を事実上保留にしました。2つ目としては、給食センターでは、調理員として正職員7人、嘱託職員2人を雇用しており、外部委託となると正職員の身分など問題が生じること。また、食料栄養面で学校給食に対する保護者の関心が高いため、あらかじめ理解を得る必要があると考えました。

今後は、学校給食の安全供給を第一に考え、コスト面の比較、退職職員の嘱託員化による条件整備も含めて、民間委託への移行に向け検討します。

### 国体ボート競技の誘致はどうする

#### 【日下部議員】

国民体育大会の誘致から開催までは、気の遠くなるほどの年月と資金がかかっています。

今から7年後に行われる岐阜国体ボート競技の誘致が検討されています。我が町には大きな宿泊施設もなく、近隣の市においても既に満杯との状況と聞いています。一般家庭に

よる民宿もいろいろな面で難しくなってきた。現在の、少し無理があります。また、1時間もかかる下の呂に宿泊するのも合理的で



平成12年全国高校総体配艇場 川辺中学校グラウンド

### 配艇場の問題を解決し、早く結論を

#### 【栗山教育長】

大会期日は、9月中旬

はありません。そのような観点からボート競技開催には、大きな問題と多額の資金を要することとなります。

いずれにしても早く結論を出さねば、県も方向が決まらず憂慮すると思いがどうか。

から10月中旬となっていますが、詳しい期日は大会の3年前でないとい決まらないということ。ボート競技会場誘致には、宿泊施設の問題などありますが、第1に配艇場の問題が解決できなければ、開催地を受け入れることも断念しなければなりません。早く結論を出さなければならぬと思っています。

### 町民の関心がある町民レガッタの開催を

#### 【日下部議員】

去る8月7日町民レガッタが開催され、前年度並みの99クルーが出艇しました。内訳は、前年度町内チーム49に対し町外チーム51、本年度町内チーム43に対し町外チーム56と、いずれも町外チームが多いという現実でした。

町内チームにおいては、常連チームが多く見られ

# 一 般 質 問

ました。せつかくポート協会が発足して実行委員会による大会運営が行われるようになってきたのに、一般市民の関心はあまりにも感じられませんか。もう少し市民の関心を捉え、市民こそって参加していただけるような、町の一大事業として盛り上がった大会にすることがポートの町川辺町のキャッチフレーズにふさわしいまちづくりと思うがどうか。

## ▲一層市民が参加できるように工夫したい

### 【栗山教育長】

現在の参加チームはポート愛好者、職場などを母体としたチームの編制が主なものであり、自治体を母体とするチームが少ないのが現状です。各地区の体育委員にも働きかけ、一層市民が参加できるように工夫していきたい。



安田昌次 議員

## ▲アスベストによる健康被害対策は

### 【安田議員】

アスベスト対策の遅れが今になって重大問題として表れてきました。去る7月29日に厚生労働省は、アスベストによる労働認定を受けた事業所を公表しましたが、幸いにも本町では該当する事業所はありませんでした。1996年以前に建設された役場、教育施設等、あるいは水道管、理科の実験用具、耐熱手袋など石綿含有製品について早急に検証する必要があると思います。学校現場で、子供たちがアスベストにさらされるようなことがあってはなりません。全国各地でアスベスト被害に対する取り組みが

始められていますが、本町では、どのように対応するのか。

## ▲アスベスト対策委員会を立ち上げ、調査を進めている

### 【佐藤町長】

去る8月8日にアスベスト対策委員会を立ち上げ、町内のすべての公共施設について目視による確認、設計図書、施工業者からの聞き取りなどによってアスベスト含有の有無を調べ上げ、さらに疑わしい施設については、空気中の飛散量の調査、



空気中飛散量調査 北小にて

検体検査を行いました。飛散量の調査結果は、身体的影響があると言われる基準を大きく下回っています。ただし、この飛散物がアスベストか、ただのホコリなのか今後の調査結果を待たなければなりません。もしアスベストであった場合は、基準値を下回るとはいえ、万一の場合を考え、できるだけ早期に撤去などの措置をとる考えです。民間の1千平方メートル以上の建物は県が調査していますが、ご心配な町民の方には中濃建築事務所と相談に乗っていますので、ご利用ください。

## ▲パブリックコメント制度を導入する考えはないか

### 【安田議員】

行政改革は必要不可欠と認識していますが、実際のところ市民には、役場の中の政策決定や業務の内容に精通している人はそれほど多くないと思います。現状のままでは財政が行き詰まり、税金や賦課金・使用料などの値上げを食い止めることはできないでしょう。他方、社会基盤の整備といった暮らしに直結する事業を始め、今まで当たり前であったサービスが徐々に減少することをまだ肌で感じていない市民が大多数です。公正の確保と透明性の向上による分かりやすい行政の実現を目的とするパブリックコメント制度を導入している自治体は多くあります。川辺町にはこれに相当する制度は存在するのかわ。あるとすればどのようなか。本制度を活

# 一般質問

用して、政策への町民参加を促し、役場と町民の意思疎通を図るべきと考えるがどうか。

**▲** 一律のパブリックコメント制度を制定する考えはない

【佐藤町長】

政策に対する数々の手法の一つで、住民参画・住民意見集約という目的のための手段であり、そういう観点からすると住民アンケートやモニター制度、アイデアの募集、公聴会開催、審議会設置など、すべてがパブリックコメントに相当する制度・手法であると考えます。

画一的に定義された、いわゆる「パブリックコメント制度」を制定する考えは現在持っておりませんが、今後策定しなければならぬ第4次総合計画等の諸施策につきまして、あらゆる住民参画の方策・手法を検討していきたいと考えています。



渡辺芳孝 議員

**Q** 役場内組織の再編が行政改革の入り口

【渡辺議員】

役場内組織の事務事業を徹底的に見直し、無理無駄をなくして、簡素でスリムな組織にしながら、なおかつ住民サービスの向上が図られるような役場組織の再編が行政改革の入り口であると考えます。特に、施策形成能力差による各町村のまちづくりの優劣が決定する時代であり、現在の個々職員任せの縦割り組織を変えて、頭脳集団化するチームグループに組織を再編することが、更に行政効率を上げる本町の行政改革と考えるがどうか。

**▲** 来年4月1日を  
目途に、考えている

【佐藤町長】

時代を見据えた組織機構の改革の必要性を感じており、特に企画まちづくり部門の強化を中心に、今後庁内で更に深化した議論を行った上で、議員の皆様の見解を伺いたいと考えています。なお、部門の組織再編についても、当面は来年4月1日を目途に考えています。

**Q** 実施計画・事業計画は、  
5/31までに

【渡辺議員】

今後の実施計画・事業計画が、本町は明確に示されていません。18年度からの川辺町財政見直しには、継続事業は山楠公園再整備事業のみ記載されています。今後ますます財政が厳しくなる中で、政策形成能力を高め、

投資対効果を十分検証しながら、住民福祉に立脚した優先度と財政との調和の中で、国・県の動向、交付税の削減と補助金の廃止及び削減にも十分配慮しながら、積極的な事業計画を早急にと考えるが、いつまでにつくるのか。

**▲** 19年度までの  
個別事業計画、実施計画  
原案は11月中旬に

【古川経営管理課長】

施策ごとの諸事業や事業の熟度など、十分に考慮して、19年度までの個別事業計画を財政計画とともにつくりまします。なお、実施計画については、原案を11月中旬に仮まとめをして、議会の皆様の意見をいただきたいと考えています。

**Q** いのち健康に関する  
情報公開を早急に

【渡辺議員】

①本町には、少量の栽培

土壌用は別として、フェロシルトがあるのかないのか、調査は行われたか。また、生活環境に関する重大関心事であり、町民に情報を公開する義務があると考えるがどうか。

②広報かわべ9月号に、石綿を扱う作業に従事していた方の診断を受ける手順が掲載された。町民のいのち健康に関する重要なことで、特に公共施設のアスベストについて報告がないことは不思議であり、理解できません。公共施設にアスベストが使用されている施設があるのか、調査の情報公開がなぜ行われないのか、その訳は。



**Q** 本町では使用されていないことを  
広報誌などで知らせる

【高井産業環境課長】

①中濃地域振興局環境課

# 一 般 質 問

にて、本町での使用はないと確認を得たことから、調査はしていません。今後、広報誌などで川辺町では使用されていないことをお知らせします。

## アスベストか分析中、結果などを公開する

【岩田基盤整備課長】

②公共施設の調査の結果、中央公民館の舞台・ホール・機械室の天井、北小学校のボイラー室の天井と階段室の階段裏面及び、役場旧庁舎の3階天井裏が可能性があり、アスベストであるかどうか化学分析による検体検査を実施しています。現在の状況では、アスベストの飛散はなく健康被害の心配はないと考えられます。今後の調査の状況及び結果について、町のあらゆる媒体を使い公開に努めます。



櫻井常雄 議員

## 入札結果等、今後の対応は

【櫻井議員】

①6月13日、下水道工事の入札が執行され、  
A工事 …… a業者落札  
B工事 …… b業者落札  
c業者7番札  
a業者10番札

C工事 …… c業者落札  
という結果となったが、同種の下水道工事でありながら、同一業者の応札順位に極端な差が生じるのか。

②業者間における入札額の相違点、内容の検討、分析をしたことはあるか。  
③入札書原本を見ることのできるか。  
④落札価格が、いずれも95・07%～95・55%とあまりにも似通っているが、疑義を感じたことはないか。

⑤予定価格公表の利点、弊害などはどうか。

## 事前公表から事後公表に切り替える

【山田水道課長】

①工事価格は、材料費や労務費、施工費などからなる直接工事費と、共通仮設費や現場管理費からなる間接工事費及び一般管理費で構成されています。

それぞれの業者が、設計図書により積算した直接工事費には大差があるとは思われません。しかし各社は、その現場の状況や所属する技術者の業務状況、手持ち工事の状況など、受注体制の多くの要因を勘案し経費をどこまで削減できるか検討した上で受注希望金額を決定していると理解しています。このため、入札額が僅差であったり、同額であったり、また、工事ごとに同一業者の入札順位にばらつきがあるこ

とは各社の検討の結果であるとして理解しています。  
②指名したすべての業者に内訳見積書の提出を求め、それぞれ通じたところがないかを確認しています。

③入札結果は経営管理課で公表しており、入札書についても原則開示しています。

④処罰を受けた業者は、その程度により川辺町の

指名人名簿から排除されるため、入札で指名する業者は適正な者であると確信しています。経済情勢も勘案して建設工事価格の適正化が図られており、現在の社会情勢で企業経営も楽観視できないことから経費削減には各社限界があり、その結果、似通った請負率となるのではと推察しています。

⑤予定価格の事前公表



下水道工事 上川辺地内

# 一 般 質 問

は、目安額ともなりうることから競争意欲が制限され、落札価格が高止まりになる、業者の見積もり努力を損なわせる、談合が容易に行われる可能性があることなどから、本年9月1日より事後公表の試行に切り替え、一定期間の経過を経て契約の公正・透明性をさらに高めるよう検証し、判断します。

## 民間工事価格よりなぜ高くなる

【櫻井議員】

①発注価格（入札価格）が、民間価格と比べ20〜30%高いと思うがなぜか。

②建設業界にて使われているようである星とか星の数、ボスなどの専門用語を知っているか。

③今までの入札方法の考え方は、これから取り組む行財政改革も、ここにメスを入れない限り抜本的な財政改革

はできないと思います。各社が自由に競争できる公明で疑義のない入札方法が、結果的に安い価格の入札につながると考えるがどうか。

## 公共が求める工事仕様や工事管理の経費化による

【伊藤助役】

①公共工事と民間工事は、基本的にならんら設計上の相違点はないと考えられています。公共工事では、広く住民に供用して使っていたため、より安全が求められ、その確保がまず絶対であり、税を投入することから公共の使命として法令、通達等を遵守しなければならず、個人が発注する建設工事との金額の相違は、こうした経費の積み上げをするか否かで異なると考えます。民間工事であっても、公共が求める工事仕様や工事管理を経費化すれば、おのずと同額になると考えます。

## どのように商店街を活性化するのが

【櫻井議員】

①昨年、商店街の街路灯が補助金を投入し設置さ

②業界用語については知りません。  
③今後もさらに透明性の高い入札及び契約事務を行い、住民の皆様の理解を得るため、あらゆる入札の手法とこれによる影響を検証しながら、常に改革意識をもって取り組みます。

れたが、なんらかの効果がなければ、税金の無駄遣いになります。今後、どのように商店街の活性化を考えているのか。  
②工場跡地の再利用について、町が企業誘致、あつせんをして早く工場や商業施設ができるよう積極的に活動してはどうか。また、それぞれ事情があると思うが、他町村から通勤している町職員をできる限り本町で居住できるように考えたことはあるか。そういった面も含め、積極的に増収に努めなければならないと



駅前商店街風景

考えるがどうか。  
③商工業用地に開発するには、接道9メートルの道路が必要と聞いていますが、当町の実情にあった、もっと柔軟な対応と前向きな施策が必要と考えるがどうか。

## 商工会・各市町村との情報交換と、全国の成功例を参考に

【高井産業環境課長】

①商店街の活性化や地域の防犯効果をねらって進めた事業であり、商店街は設置前に比べ非常に明るくなり商店街の美観も向上し、地域の防犯にも非常に効果があると考えられている。また、街路灯には町のPR看板も取り付けており、来街者に対して情報発信し知名度の向上も図られている。

商店街の役割は商品の売買という経済的な役割だけでなく、地域のコミュニティを支えるというまちづくりに大切な役割

# 一 般 質 問

も持ち合わせています。

商工会はもちろんのこと、県内の市町村とも情報交換を密に進めていきたい。

特に、皆さんが商店街に求められているニーズやサービスのあり方など、全国の成功例を参考に、活性化への努力をします。

②企業誘致などの利用については、土地所有者自身が考えてみえるとのことであり、町が行うことは無理です。現在、本町は企業誘致用の用地を確保していませんが、産業環境課で企業誘致条例に基づき個別対応をしています。

③都市計画区域内の開発行為で、面積が1千平方メートル以上の接道については、都市計画法の規定により幅員9メートルの道路が必要となっております、これらの接道が確保できない場合は、企業等みずから施行し、法に基づいた道路幅員を確保し開発許可を受けることが通例です。



佐伯陽子 議員

## 町を訪れる 外国人の情報を

【佐伯議員】

世界ボート選手権大会参加のポーランド選手は、川辺漕艇場で約10日間練習しました。町内ボート関係者による歓迎会があったようです。

町を訪れる外国のかたちとの交流は、少人数であっても町民全体に情報を流し共通の理解を深めることが、お互いに好感を持つきっかけになっていくものであり、このような草の根活動の積み重ねが大切であると思うがどうか。

## 情報提供に努めるが、 私的な場合は限界がある

【佐藤町長】

ポーランド選手たちは、ボート関係者との交流だけでなく、ランニングや買い物などの途中に、気さくに町民と交流する様子が見られました。また、町ボート協会は、自ら歓迎レセプションを企画し、激励を兼ねて交流

の機会を設けると聞き、少しでも多くのかたに情報が伝わればと考え防災行政無線を活用し広報に努めました。このような機会には、町民の皆様へ情報提供しますので、それぞれの立場に応じた交流への支援をいただきましたと思います。ただし、国内・国外を問わず、来町されるお客様の場合公私のうち私である場合は、仮に町の施設を使う

場合でも、情報の収集と第三者への情報提供にはおのずと限界があることをご理解いただきたい。

## あらゆる教育活動の場で、 食への大切さを 啓発する授業を

【佐伯議員】

食への物が、健康や体力、精神的な面まで大きく影響を及ぼすと言います。近隣の市では、新1年生に食についてのナプキンが配られています。食育は、毎日の実践が大切です。あらゆる教育活動の場で、何か子供たちに食への物の大切さを啓発する授業を考えていただきたいと思うがどうか。

## 今後もあらゆる機会を 利用し、食育に関する 事業を進める

【栗山教育長】

偏食傾向や朝食欠食の増大など、子供たちの食



ポーランド選手団との交流 8月14日

# 一 般 質 問

生活の乱れが深刻化している中に、児童生徒に望ましい食生活の形成のための指導は必要であると思います。この飽食の時代において、子供の食育は、家庭での日常生活に影響されます。そのことから、学校教育だけの問題でなく、家族を含め、すべての人々にも重要な課題です。学校教育では、学校栄養士が学校において給食を通じて食育に関する指導を行い、学校の家庭科の授業の中でも、中学校の例では1年生で「食育と栄養について」年間13時間、調理実習は29時間の授業を実施しています。学校教育はもとより、保健、医療、福祉、教育など、さまざまな分野で食育に関する普及・指導を行っています。今後あらゆる機会を利用して、食育に関する事業を進めなければと考えています。



桜井真茂 議員

## 忠魂碑補修工事の 全額補助はいかがか

【桜井議員】

比久見地内にある忠魂碑を木が生えて荒れているという理由で、社会福祉協議会に対し、150万円の工事代金を補助金として支出している。これは、政教分離に関わることで、果たして適切な補助金と言えるでしょうか。忠魂碑は、やはり上米田遺族会の方たちが面倒を見ていくのが筋であり、そういう観点から考えても遺族会が半額の75万円出してもいいかと思うが、全額支出は納得がいきません。他の方法での工事の進め方は無かったのでしょうか。

16年度をもって、予算不足を理由にチャイルド

シート補助事業を中止された。町内で必要とされるものに使用すべき補助金が勝手な判断で使われているのではないか。

## 公益上の必要性に基づく 妥当な金額

【佐藤町長】

遺族会は、宗教団体には該当しないと考えています。また、戦没者遺族の福祉増進の目的で補助金等の金銭的援助をすることによる宗教との関わりは、現在の社会的、文化的諸条件に照らして低く、宗教的活動には当たらないと考えています。

忠魂碑の周囲は、広場であり、子供たちの通学への集合場所、あるいはゴミの集積場等にも一部使用されています。木が生えているというより、むしろ石が崩れかかっているという危険性ははらんでいました。したがって、上米田遺族会から提

出された要望書について精査し、戦没者遺族の福祉の増進と遺族援護行政の一環として、公益上の必要性に基づき、遺族会を管轄する社会福祉協議会を通じて川辺町連合遺族会へ補助金を交付しました。妥当な補助であったと解釈しています。

なお、チャイルドシートの普及を目的としたチャイルドシート購入費補助事業は、おおよそ4年が経過し、その着用も町民に浸透し、初期の目的

は達成できたものと判断したため、16年度をもって廃止したものです。

## 右折禁止の 表示等を

【桜井議員】

下川辺おだまき屋前、国道41号線から町道0101号線への右折が禁止され車の追突事故がなくなりましたが、右折禁止の大きな表示がないため、1日20台程度の違反



ガードコーン 10月21日に配置

# 一 般 質 問

車が見受けられます。警察の取締りを要望する前に、道路上に右折禁止の表示等が必要と考えるがどうか。

**▲加茂警察署、  
県公安委員会に  
強く働きかけていく**

**【古川経営管理課長】**

表示が確認しづらいため右折する車が見受けられることにより、県公安委員会に現在の標識の位置の変更を、国土交通省に41号線センターライン上にガードコーンの設置を要望しています。今後加茂警察署、県公安委員会に強く働きかけていきます。

**Q  
中学校に  
サッカー部を**

**【桜井議員】**

中学校にサッカー部を新設することについて、町長は3月定例議会にお

いて、「…中学校経営の一環として、部活としてあるべき姿となるよう教育委員会からも指導されるよう申し入れをします。」と、答弁されました。

教育長は、学校へ出向き、校長先生をはじめサッカークラブ部新設を要望する父兄を交えた会議は開かれたのか、その進捗状況は。前向きに考えてみえるなら、もつと教育委員会が動かなければ、必ず父兄を交えて前向きに、来年の4月からは立ち上がるような形で協議を重ねていっていただきたい。

**▲現状で、満足できる  
方法を早急に  
見いだしたい**

**【栗山教育長】**

部活動の場所の問題ばかりでなく、今後も生徒数の減少に伴い、部活のチーム編制の点からも部活の数の削減も検討しなければならない時期にきているので、部活を新設

することはとても困難であるということ聞いています。今までは、学校とサッカークラブ部設立要望の保護者と教育委員会関係者とは別々に協議をしていました。

川辺中と同じくらしい規模の坂祝中学校には、

部活ではなく社会体育のスポーツクラブとして運営されているサッカークラブがあります。坂祝中は選択部活ですが、川辺中は生徒全員部活の制度をとっており、月曜日から金曜日までは既存のどれかの部活に所属しなければなりません。しかし、土曜日、日曜日や祭日は、社会体育に参加できることから、この制度が川辺中でも取り入れることができ、



川辺中学校運動系部活動の様子  
(部活数は、運動系12と文化系1)



現状で、サッカークラブの人々が満足できるような方法が見いだせないかというところで、早急にサッカークラブの父兄、中学校の先生方と話し合ってみたいと思っています。

**編 集 後 記**

9月議会は、行財政改革の質問も多く、一刻も早い改革運営が望まれます。

指定管理者の指定手続等に関する条例が可決しましたが、指定された団体や企業の管理により、町民が不便を感じるようなことがあってはなりません。管理させる施設と管理者の指定には、慎重に審議していきます。

議会報編集委員は、町民の皆様に理解していただくことを基本に、分かりやすい紙面づくりに努めてまいります。

議会傍聴に是非足をお運び下さい。

S・Y